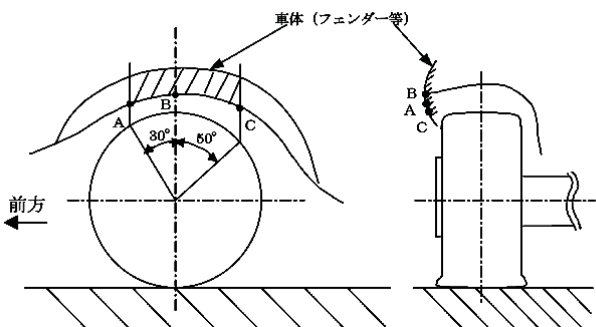
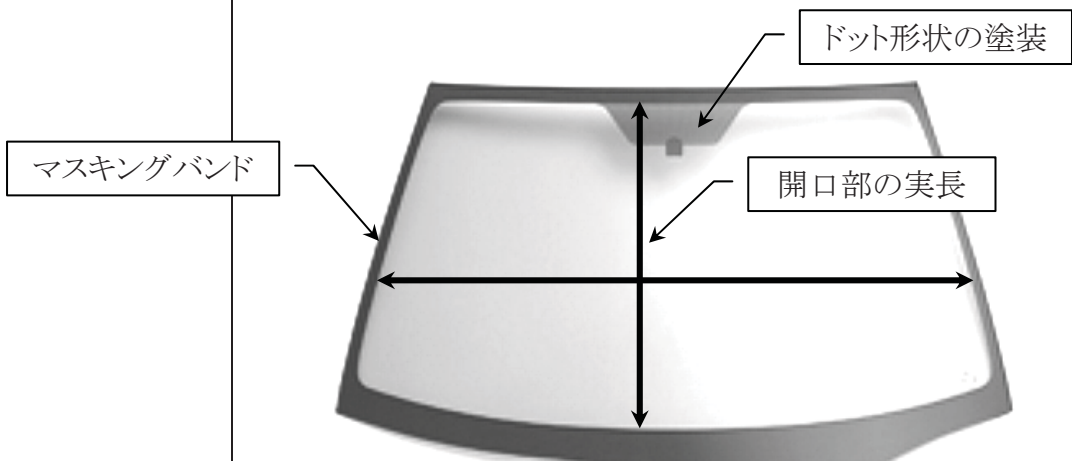


保安基準の解釈について

項 目	回 答
<p>1 一般整備で入庫した不正改造車への対応方法は？</p>	<p>自動車整備事業者において保安基準に適合させることは義務であることから、入庫した場合においては、不正改造部分についても保安基準に適合させた上で納車すべきものと考えます。</p> <p>なお、整備依頼者が適合させることに応じない場合は、整備命令の対象となることを伝え、応じてもらえない場合は、原則安全な走行に問題が発生する可能性がある部分の整備のみを行った上で、点検整備記録簿等にその指導した概要を記入しておくことが必要です。</p> <p>(販売会社等で行う市場措置を含む)</p>
<p>2 保安基準適合証の交付後にユーザーの要望で追加整備(例:ブレーキパッドの交換)の依頼があった場合の対応方法は？</p>	<p>保安基準適合証の交付後に追加整備依頼があった場合には、指定整備と区別し、一般整備扱いとして適切に処理を行うものとし、その整備作業の内容等を分解整備、点検整備記録簿等に記載して保存します。</p>
<p>3 走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール等)突出の判定方法は？</p>	<p>審査事務規程5-26-1(3)①の規程による適合性審査は、自動車が直進状態をとったときの走行装置の回転部分のうち、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面により挟まれる部位が、当該部分直上の車体から車両の外側方向に突出しているかどうかにより行います。</p> <p>また、標準のタイヤサイズでもホイールオフセット違いではみ出すものもあるので注意が必要です。</p> <p>なお、測定方法の例として、回転部分の測定部位が当該部分直上の車体から降ろした錘の糸に接するものは、審査事務規程5-26-1(3)①の規程に適合しません。</p>

<p>3</p>		<p>【自動車検査独立行政法人 審査事務規程】(抜粋)</p> <p>5-26車枠および車体</p> <p>5-26-1性能要件(視認等による審査)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等、他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、細目告示第178条第2項関係で定める基準に適合するものであること。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつてはこの限りではない。</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は(2)基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダー等)より車両の外側方向に突出していないもの</p> 
<p>4</p>	<p>前面ガラス上縁より20%以内にフィルムが貼付けてある車両は保安基準に適合するか?</p>	<p>前面ガラス上縁より20%の部分は、審査事務規程5-47-1-1(2)に基づき「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」以外の範囲になります。</p> <p>したがって、前面ガラス上縁より20%の部分に貼り付けられたフィルムが同規程5-47-1-1(1)⑫の貼付物に該当するものかどうかを審査する場合、「可視光線の透過率が70%以上であること」の要件は適用されませんが、「透明であること」が必要です。</p> <p>この場合において、「透明であること」の要件に適合するかどうかは、同規程5-47-1-1(3)に基づき「運転者が交通信号機(少なくとも道路交通法施行令第2条(信号機の意味))を確認できるかどうか」により審査されます。</p> <p>なお、窓ガラス周辺のマスキングバンド(ドット状のものを含む)はガラスの開口部の実長とはしておりません。ただし、窓ガラス中央上部にサンシェード等の目的でドット形状の塗装がなされている部位は、マスキングバンドとはみなしません。</p>

<p>4</p>	 <p>【自動車検査独立行政法人審査事務規程】(抜粋) 5-47窓ガラス貼付物等 5-47-1性能要件 5-47-1-1視認等による審査 (1)5-46-1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のもので貼付けられ、塗装され、または刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印についてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 整備命令標章 ② 臨時検査合格標章 ③ 検査標章 ④ 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとなるよう定められた様式によるものに限る。) ⑤～⑧略 ⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であって細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A(以下「試験領域A」という。)又は試験領域Bにはり付ける場合にあつては、次のア又はイに掲げる要件、乗用自動車以外であつて試験領域Iにはり付ける場合にあつては、ウに掲げる要件を満足しなければならない。
----------	---

<p>4</p>		<p>ア 試験領域Aにはり付ける場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。</p> <p>イ 試験領域B(試験領域Aと重複する領域を除く。)にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>ウ 試験領域 I にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>⑩、⑪略</p> <p>⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの</p> <p>⑬、⑭略</p> <p>(2) (1)⑫の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び5-89の装置を確認するために必要な範囲並びに5-89-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち5-89-1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第195条第6項関係)</p> <p>① 前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲</p> <p>②～④略</p> <p>(3) 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1)⑫の「透明であり」とされるものとする。(細目告示第195条第7項関係)</p> <p>① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等</p> <p>② (2)①及び②にあつては、交通信号機</p> <p>③、④略</p>
----------	--	---

5	フィルム式のガラスアンテナの前面ガラスへの貼付で、固定ブラケットや構成部品も認めてもよいのか？	<p>公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けるアンテナが貼付されている場合の適合性審査は、審査事務規程5-47-1-1(1)⑨により行っており、同規程の試験領域以外に貼り付けるものにあつては、同規程ア、イの要件に係わらず、貼付できるものと取り扱っております。(3ページの回答⑨参照)</p> <p>アンテナの固定ブラケットが公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けるアンテナに該当するものであれば審査事務規程5-47-1-1(1)⑨により適合性審査を行っております。</p> <p>なお、固定ブラケットが当該アンテナを固定するための専用のことを目的として製作されたものであればアンテナの一部として「アンテナに該当するもの」と解し、取扱って差し支えないと解します。</p> <p>また、前面ガラスの試験領域は細目告示別添37(窓ガラスの基準)2.8.のJIS R3212付属書1.1.3(2.2)「ただし、前面窓ガラス周縁から25mm以内、及び周辺部に不透明マスキングバンドがある場合、そのバンドの内側の線から25mm以内を除外する。」とあることからアンテナ固定ブラケットについては、前面ガラス周縁から25mm以内に取付けることとされています。</p> <p>なお、ドライブレコーダーについては審査事務規程5-47-1-1(1)⑧により取り扱っています。</p>
6	すれ違い用前照灯基準(新基準)で製作された自動車を新基準対応のライトテスターで検査する場合は、すれ違い前照灯での検査のみとし、走行用前照灯(旧基準)での検査は認められないのか？	<p>「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」(自整第142号 平成10年8月31日)の一部改正(平成20年2月1日付け国自整第130号)に基づき以下の対応を行います。</p> <p>はじめに走行用前照灯の検査を行い、不合格になった自動車については、すれ違い前照灯の検査を行います。</p> <p>なお、走行用前照灯の検査を行わずに、はじめからすれ違い前照灯の検査を実施しても良いとされています。</p>
7	ヘッドライトの右・左でシールドビームとハロゲンライトの組合せで左右の光度に著しく差がある場合の保安基準の判断は？	<p>前照灯の位置については左右同数かつ左右対称であるが、左右の光度については、それぞれ審査事務規程5-57、5-58に適合していれば問題ありません。</p>

8	H18年1月以降の製作車で、使用過程車において、ハロゲンランプ車両(手動式レベライザ付)に、社外品のHIDやLEDを取付けた車両はオートレベライザの装着は必要ないのか？	装置の変更の無い自動車については、審査事務規程の5-57及び5-58、5-58の2の基準に適合するものであれば良いこととなります。よって、使用過程車においてはHIDやLEDを取付けた車両は オートレベライザの装着は任意となります。
9	最近、アクセサリ商品として、様々な灯火を装着した車両が増えている。昼間も点灯するデイライトと称する300カンデラ以下の灯火を装着した場合、灯火の色の制限や点灯の条件等がどの法規を適用するのか判断できないので、後付け用品で300カンデラ以下のものは「その他の灯火等の制限(42条)」を適用して判断してよいか？	後付けで備えられている灯火については審査事務規程5-82「その他の灯火等の制限(保安基準第42条)」により判断して差し支えありません。
10	トラックの側面に装着された複数の灯火は、側方灯と判断するのか、その他の灯火と判断するのか？	後付けで備えられている灯火については審査事務規程5-82「その他の灯火等の制限(保安基準第42条)」により判断して差し支えありません。 ただし、側方灯として備えた場合は審査事務規程5-66「側方灯(保安基準第35条の2第1項)」の基準に適合するものであれば備えることができます。
11	運転代行業の車両のルーフに、「運転代行」等の表示灯が取付けされた車両が検査に入庫した際の判断は？	審査事務規程5-82「その他の灯火等の制限(保安基準第42条)」により判断して差し支えありません。
12	同一型式の指定自動車等に元々設定されている、直前直左視認用カメラを取付けた場合、オリジナルの直前直左確認用ミラーは取外しても良いか？	指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは5-89-2(1)の基準に適合するものとあります。 よって、オリジナルの直前直左確認ミラーを取り外しても差し支えありません。 (審査事務規程の直前直左鏡5-89-2(3))

13	走行中にTVが見られるように改造した車両の判断は？	<p>保安基準上は問題ありません。ただし、平成10年12月8日付国交省審査課通達(自審第1451号)にて自動車関連各団体へ適切な使用についての協力依頼がなされています。</p> <p>参考:(自審第1451号)</p> <p>『走行中はテレビ、ビデオ等の映像表示や煩雑な操作ができなくなります、配線の取り外し等不正な改造は絶対に行わないで下さい』との趣旨</p>
----	---------------------------	---

(参考:関連URL)

保安基準

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html

審査事務規程

<http://www.navi.go.jp/images/info/pdf/Shinsajimukitei.pdf>

以上